

令和4年横審第11号

裁 決

水上オートバイA水門衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月24日16時03分28秒

東京都荒川

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

全 長 3.56メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、遊走の目的で、船首尾0.3メートルの等喫水をもって、令和3年10月24日09時50分埼玉県八潮市所在のマリーナを発し、友人の水上オートバイ2隻と共に東京都江東区所在のマリーナに向かった。

ところで、東京都葛飾区所在の中川水門は、荒川の平井大橋上流に位置し、荒川と中川を結ぶ水路（以下「中川水路」という。）に、荒川の水が中川に逆流することを防ぐために作られた幅12メートルの水門で、中川水路の幅は17メートル、水路の長さは荒川側が約100メートル、中川側が約17メートルであった。

また、中川水門の約6メートル荒川側東及び西側には、仕切り板を取り付けて水門本体の点検を行うための戸あたりが設置されていた。

a受審人は、中川を下航して中川水門から荒川に入り東京湾を遊走し、11時30分頃東京都江東区所在のマリーナに到着して食事を取り、15時00分頃帰途に就いた。

a受審人は、友人の水上オートバイ2隻と共に荒川を上航し、16時03分16秒東京都江戸川区所在の三等三角点中平井（以下「中平井三角点」という。）から070度（真方位、以下同じ。）650メートルの地点で、中川水路に向け、針路を034度に定めて、毎時40.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、中川水路に入り16時03分22秒中平井三角点から066.5度710メートルの地点に達し、中川水門に向けて右転して針路を056度としたとき、中川水門荒川側の東側の戸あたり（以下「東側戸あたり」という。）が正船首70メートルとなり、その後東側戸あたりに向首して接近する状況であったが、中川水門奥の中川

の水面状況を見ることに気をとられ、目視で東側戸あたりとの相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、東側戸あたりに向首して接近する状況のまま進行し、16時03分28秒中平井三角点から065.5度780メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、東側戸あたりに衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南西風が吹き、視界は良好であった。衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に破口等を、東側戸あたりは、擦過傷をそれぞれ生じ、a 受審人が右肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件水門衝突は、荒川の中川水路において、中川に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、東側戸あたりに向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、荒川の中川水路において、中川に向けて航行する場合、東側戸あたりに向首進行することのないよう、目視で東側戸あたりとの相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、中川水門奥の中川の水面状況を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、東側戸あたりに向首進行して衝突を招き、船体及び東側戸あたりにそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月20日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾